最終更新日：2015年5月14日
GMOクラウド株式会社
青山　満
問合せ先：03-6415-6100
証券コード：3788
http://ir.gmocloud.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「インターネットを通じてお客さまのビジネスと社会の笑顔を支えるグローバルカンパニーへ」という企業理念の下、企業価値の持続的な向上のために、コーポレート・ガバナンスの強化によって、経営の健全性と透明性を高めつつ、機動的な経営意思決定と適正な運営を行うことを、最重要課題として認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GMOインターネット株式会社	5,966,900	51.03
株式会社あおやま	606,900	5.19
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	470,000	4.02
青山　満	295,700	2.53
中条　一郎	270,000	2.31
水谷　量材	123,100	1.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	117,300	1.00
日本マイクロソフト株式会社	111,400	0.95
堀江　豊	90,000	0.77
GMOクラウド株式会社	51,344	0.44

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	GMOインターネット株式会社　(上場：東京)（コード） 9449

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社はGMOインターネット株式会社であり、当社総議決権の51.3%を保有しております。
親会社グループとの営業上の取引については、少数株主保護の観点から当社のメリット等を考慮し、経済合理性に基づいて決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安田　昌史	他の会社の出身者		○									
伊藤　正	他の会社の出身者		○									
Gerhard Fasol［ゲルハルト・ファーソル］	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田　昌史		安田取締役は、平成12年に親会社であるGMOインターネット株式会社に入社し、現在は同社専務取締役グループ管理部門統括に就任しております。	会社経営の豊富な経験・知見等に加え、公認会計士としての専門的な知識および経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため選任しております。
伊藤　正		伊藤取締役は、平成9年に親会社であるGMOインターネット株主会社に入社し、現在は同社専務取締役グループインフラ部門統括に就任しております。	会社経営の豊富な経験・知見に加え、ネットビジネスに関する専門的な知識及び経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため選任しております。
Gerhard Fasol［ゲルハルト・ファーソル］	○	―――	同氏のエレクトロニクス、インターネット分野における深い見識、及び経営コンサルタントとしての豊富な経験を活かしていただくべく社外取締役に選任いたしました。また、親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高く、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないため、独立役

			員に選定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画・重点監査項目・監査手法・監査結果について定期的に説明を受け、意見交換を行っております。さらに監査役は、内部監査責任者から監査計画・実施状況・監査結果について定期的に説明を受けるとともに、定期的に情報・意見交換を行っております。会計監査人は、内部監査責任者から監査計画・内部統制の状況・監査結果について説明を受けるとともに、適宜、情報・意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲葉　幹次	他の会社の出身者			△										
佐藤　明夫	弁護士													
水上　洋	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲葉　幹次		稲葉監査役は、平成9年に親会社であるGMOインターネット株式会社に入社し、取締役管理本部長、取締役社長室長を経て、平成14年に同社相談役に就任しております。	上場企業の管理部門担当の取締役としての豊富な経験・知見等を有しており、当社の監査体制に活かしていただくいため選任しております。
佐藤　明夫	○	―――	同氏の弁護士としての専門的な知見を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任いたしました。また、親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高く、東京証

			券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当していないため、独立役員に選定いたしました。
水上　洋	○	―――	同氏の弁護士としての専門的な知見を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任いたしました。また、親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高く、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当していないため、独立役員に選定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

既に相当数の株式を取得しているため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年12月期は取締役報酬として、6名に171,330千円を支払っております。取締役の使用人兼務分給与はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役位等によって決定する基本報酬額に、業績評価制度に基づき会社業績および個人の業績を勘案し、決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会に付議される議案に係る資料を事前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会を設置しており、取締役会と監査役会により業務執行の監視・監督を行っております。

（取締役会）
取締役会は、取締役11名（うち社外取締役3名）で構成されており、経営判断や法令等で定める重要事項を決定するとともに、取締役の適正な職務執行が図れるように監視・監督を行っております。

（監査役会）
監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成されており、監査役会は毎月開催されております。監査役は監査役会規程に基づき、取締

役会や重要な会議に出席して経営の状況を把握して適宜、助言や勧告を行い、取締役の職務執行を監視・監督しております。

（内部監査）
内部監査機能は、社長直轄部署の内部監査グループ（3名）が担っており、会計・業務・遵法に関する内部監査を内部監査規程に基づき定期的に実施しております。内部監査グループチーフは、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、常勤監査役に説明しております。

（会計監査）
当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を、有限責任監査法人トーマツに依頼しております。通常の会計監査のほか、会計上の課題についても随時指導を受けることにより、適切な開示に向けた会計処理の改善等に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。取締役11名のうち3名を社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れて取締役会の議論を活発化させるとともに、取締役間の相互監視機能を強化しております。また、監査役の過半数を弁護士である社外監査役とすることで、より専門的かつ独立的な監査機能を発揮して、取締役の職務執行を監視しております。
上述の理由により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するうえで、現状の体制は当社にとって最適であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算であるため、6月の総会集中日は回避されております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページで公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	概ね四半期に1回開催しております	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	URL：http://ir.gmocloud.com/ir/library/　IR活動に合わせ、適宜更新しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室にIR担当を配属しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本方針策定にあたっての考え方
当社グループは、「インターネットを通じて、お客さまのビジネスと社会の笑顔を支えるグローバルカンパニーへ」という企業理念の下、世界の法人・事業者の皆さまに対して、売上向上・経営効率化を図るネットビジネス上のシステムを提供する。「私たちにしか実現できないアイディアで感動と安心を届ける」を当社のバリューとし、社会にとってなくてはならない企業になるべく、満足と喜びを実感していただけるサービスの提供を使命とする。
この使命を実現するために、適正な業務執行のための体制を整備し、運用して行くことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システム基本方針を定めるとともに、今後とも社会・経済情勢その他の環境の変化に応じ不断の見直しを行い、その改善・充実に努める。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)法令および定款等の遵守体制の実効性を確保するため、コンプライアンス体制の整備に努めるとともに、コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため、役職員に対するコンプライアンス教育を実施する。
(2)社長直轄の内部監査部署による監査を実施し、常勤取締役と部長等で構成される幹部会議に報告する。また、内部統制に関する重要な欠陥が発見された場合は、ただちに幹部会議に報告するとともに、随時、取締役会に報告する。
(3)GMOインターネットグループ全体で運用している「GMOグループヘルプライン制度」へ参加することにより、使用人または取締役の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した者が、第三者(GMOグループヘルプライン事務局)へ通報できる体制を整備する。また、顧客からのクレーム等が担当者や担当部署だけではなく、取締役および業務の執行に責任を有する使用人に同時に通報されるシステムを採用し、トップマネジメント層が使用人または取締役の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を、迅速に把握できる環境を確保する。
(4)役職員の法令・定款違反等の行為については、迅速に状況を把握するとともに、適正に処分する。
(5)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係・取引・交渉をせず、また利用しないことを基本方針とし、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)取締役の職務の執行は、法令・定款のほか「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づいて行い、その職務の執行に係る情報は、「稟議規程」、「取締役会規程」等に基づき稟議書または取締役会議事録等に記録され、その記録の保存・管理は、文書管理規程等に基づいて行う。
(2)文書管理担当者は、監査役または内部監査担当部署から取締役の職務の執行に係る情報について閲覧・謄写を請求された場合は、積極的に協力する。
(3)情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」等に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立する。
(4)個人情報については、法令および「個人情報保護管理規程」に基づき厳重に管理する。

4. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理が適切になされるよう社内規程を整備するとともに、事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎期の事業計画に適切に反映させる。
(2)不測の事態が発生した場合には、すみやかに対応責任者となる取締役を定め対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づいて各取締役の担当職務を明確化するとともに、毎期の事業計画に基づいて各取締役の業績目標または予算目標を作成し、その職務執行結果を360度評価法により評価する。
(2)常勤取締役間の情報共有を図り、意思決定の迅速化と職務執行の効率化に資するため、毎週1回、常勤取締役と部長等で構成される幹部会議を開催する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1)「金融商品取引法」の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
(2)内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときは、その対策を講じる。

7. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社および当社グループ各社は、親会社およびそのグループ会社と取引を行う際は、当該取引の必要性および当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
(2)当社および当社グループ各社は、親会社に当社グループの経営情報を必要に応じて提供し、親会社内部監査部署との連携を行う。
(3)「関係会社管理規程」に基づいて当社グループ各社を管理する体制とする。また、当社グループ各社には、当社より取締役もしくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、重要な意思決定事項については、あらかじめ当社取締役会等に報告することにより、企業集団全体としての業務の適正性および効率性を確保する。
(4)当社グループ各社は、社内規程に基づきリスク管理を実施し、当社は定期的に、また必要に応じてその運用状況の評価を行う。
(5)当社コーポレート部が当社グループ各社に対しコンプライアンスについて指導を行い、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、グループ全体としてのコンプライアンス経営の強化に取組む。
(6)当社内部監査部署が当社グループ各社に対する業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正性を確保する体制を構築する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会において監査役の職務を補助すべき使用人を求める決議がされた場合は、人事担当取締役は速やかに当該使用人候補を選定し、常勤監査役の同意を得ることとする。

9. 監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役のその職務を補助をすべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事評価等の人事権の係る事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることとする。

10. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役のその職務を補助する使用人に対しては、内部監査部署をはじめとする各部署が協力する。また、監査役が指示する会議への出席(監査役の代理出席を含む)を認める。

11. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)監査役は取締役会をはじめ幹部会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。
(2)取締役および業務の執行に責任を有する使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、当社もしくは子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、これらの会社において法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、速やかに監査役に報告する。なお、当社グループ各社の使用人等からの報告については、当社グループ各社の通報窓口部署や当社コーポレート部を経由して当社監査役に間接的に報告することを認める。

12. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者が不利な取扱を受けることを禁止し、その旨を当社および当社グループ各社の役職員に周知徹底する。

13. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
緊急時に外部の専門家を利用するなど、監査役がその職務の執行について生じる費用や債務については、監査役会の決議が行われた後、速やかに当該費用または債務を処理する。

14. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、内部監査部署と密接な連携を図り、効率的な監査を行う。
(2)監査役は、会計監査人と情報・意見交換等、密接な連携を図り、効率的な監査を行う。
(3)監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打合わせの場を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、総務部門を対応部署としておりますが、同部署に一任せず、会社全体で対応することとしております。
また、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、同連合会主催の研修会等を通じて情報収集を行うほか、顧問弁護士や警察署とも連携のうえ、毅然とした対処を行います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

(1)情報開示の指針
当社は、金融商品取引法、同法の政省令及び証券取引所の定める諸規則に基づくほか、内部情報に関する管理基準および重要事実の公表等に関する運用指針として「内部情報管理規程」を定め、これを適切に運用することにより、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うとともに、内部情報を厳正に管理し、インサイダー取引の防止の徹底に努めてまいります。

(2)情報開示担当者
当社は、専務取締役グループCFOを情報開示担当取締役とし、社長室を情報開示担当部門としております。

(3)情報開示の手続き
決定事実につきましては、情報開示担当取締役が金融商品取引法、同法の政省令及び証券取引所の定める諸規則及び「内部情報管理規程」に従い、開示が必要と判断した場合は、情報開示担当部門を通じて速やかに開示いたします。
発生事実につきましては、内部情報の発生を確認した部門が部門長及び情報開示担当取締役に報告し、情報開示担当部門がその内容を確認します。情報開示担当取締役が金融商品取引法、同法の政省令及び証券取引所の定める諸規則及び「内部情報管理規程」に従い開示が必要と判断した場合は、情報開示担当部門を通じて速やかに開示いたします。
また、案件により、監査役、監査法人、顧問弁護士等とも密接な連携を図ってまいります。

(4)決算情報の開示
決算短信・四半期決算短信とも、各期末から45日以内の発表を厳守いたします。
また、業績に影響を与える重要な決定事実または発生事実があった場合のほか、以下の予想値が算出された場合は予算の修正を行い、速やかに業績予想の修正を開示いたします。

1. 年度予算に対し、売上高で10%以上の乖離が予想される場合
2. 年度予算に対し、経常利益で30%以上の乖離が予想される場合
3. 年度予算に対し、純利益で30%以上の乖離が予想される場合

(5)情報開示の方法
金融商品取引法及び証券取引所等の定める適時開示に関する規則によるほか、当社ホームページにも適宜掲載いたします。

